	（合計から第３種①を除いた額）　円
報告基準日における未達債務の額に係る履行保証金の額	（第　種）　円 （合　計）　円
報告基準日における第三種資金移動業に係る預貯金の額	円

（記載上の注意）

１．「第１種」、「第２種」及び「第３種」とは、それぞれ第一種資金移動業、第二種資金移動業及び第三種資金移動業をいう（以下この様式において同じ。）。

２．「未達債務の額」は、資金移動業の種別ごとに、利用者（国内にある利用者に対して負担する債務の額と国外にある利用者に対して負担する債務の額とを区分することができる場合は、国内の利用者に限る。）に対して負担する債務の額について記載すること。また、法第45条の２第１項の規定の適用を受けている場合には、第三種資金移動業に係る未達債務の額の内訳として、①は当該第三種資金移動業に係る未達債務の額に預貯金等管理割合（同条第１項に規定する預貯金等管理割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額を、②は当該第三種資金移動業に係る未達債務の額から①の算定額を控除した額を、それぞれ記載すること。なお、外貨建てで債務を負担する場合には、当該債務の額を本邦通貨に換算した上で記載すること（本邦通貨への換算に用いた標準については括弧書にて記載すること。）。

３．「報告基準日における未達債務の額」は、括弧書の記載に応じて、報告対象期間の末日における未達債務の額を記載すること。当該末日が営業日ではないときは、当該期間の最終の営業日における未達債務の額を記載すること。

４．「報告基準日における未達債務の額に係る履行保証金の額」は、括弧書の記載に応じて、現に供託している履行保証金の額、履行保証金保全契約において供託されることとなっている金額及び履行保証金信託契約に基づき信託されている信託財産の額の合計額を記載すること。なお、「（第　種）」には、資金移動業の種別を記載すること。ただし、特例対象資金移動業（法第58条の２第１項に規定する特例対象資金移動業をいう。以下この様式において同じ。）について一括供託（同条第５項第４号に規定する一括供託をいう。以下この様式において同じ。）をしている場合又は特例対象資金移動業に係る履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約を締結している場合には、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。また、二以上の資金移動業の種別を営んでいる場合（その営む全ての資金移動業の種別が特例対象資金移動業である場合を除く。）には、「（第　種）」の行を追加して記載すること。

５．「報告基準日における第三種資金移動業に係る預貯金の額」は、法第45条の２第１項の規定の適用を受けている場合に記載すること。

（記載上の注意）

［加える。］

１．「未達債務の額」は、国内の利用者に対して負う債務の額について記載すること。なお、外貨建てで債務を負う場合には、当該債務の額を本邦通貨に換算した上で記載すること（本邦通貨への換算に用いた標準については括弧書きにて記載すること。）。

２．「基準日における未達債務の額」は、報告対象期間の末日における未達債務の額を記載すること。当該末日が営業日ではないときは、当該期間の最終の営業日における未達債務の額を記載すること。

３．「基準日における未達債務の額に係る履行保証金の額」は、現に供託している履行保証金の額及び履行保証金保全契約において供託されることとなっている金額又は履行保証金信託契約に基づき信託されている信託財産の額の合計額を記載すること。

［加える。］